

第8章 医業税務

8-5 事業税

Q8-5

事業税について教えてください。

A8-5

事業税とは、個人又は法人が行う事業に対し、その事務所などがある都道府県が課す地方税です。

なお、この算定にあたっては、社会保険診療報酬に係る収入や必要経費をすべて除外して計算します。

これは個人診療所も医療法人も同じ扱いです。

個人の事業税である個人事業税の計算は、【(総収入－必要経費－事業主控除) × 税率】で計算します。

法人の事業税である法人事業税の計算は、【(課税所得金額 × 税率) + (基準法人所得割額 × 81%)】で計算します。

$$\text{課税所得金額} = \text{総所得金額} - \text{総所得金額} \times \frac{\text{社会保険分の医療収入金額}}{\text{医療保健業の総収入金額}}$$

(所得配分方式)

(例) 総収入 5,000 万円・経費 3,000 万円の場合の事業税額は次のようになります。
(自由診療収入 1,000 万円それに係る経費が 400 万円と仮定した場合)

個人事業税額		法人事業税額	
医業	物品販売業医業、飲食業	医業	物品販売業医業、飲食業
15.5 万円	85.5 万円	19.5 万円	163.6 万円

(参考資料)

法人事業税率 (東京都 軽減税率適用法人を採用)

所得	医療法人	普通法人
	税率 (%)	
400 万円以下	2.7	2.7
400 万円を超え 800 万円以下	3.6	4
800 万円超	3.6	5.3

法人事業税の収入区分表

(東京都 医療法人等に係る所得金額の計算書 記載の手引き の抜粋)

収入科目	社会保険分の医療収入	その他の収入に含む
社会保険分の医療収入	○	×
窓口現金収入	○ (社会保険分)	○ (社会保険分以外)
自動車損害賠償保険の医業収入	×	○
自由診療収入	×	○
健康診断・受託医療収入	×	○
受取利息配当金	×	○